

わたしたち、この子の未来を応援します。

「JA教育資金贈与専用口座」

JAまごころ貯金

平成25年度の税制改正

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品です。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とは…

祖父母等(直系尊属である贈与者)から、子や孫等(受贈者)へ教育資金(大学入学資金等)を贈与した場合、受贈者1人につき**1,500万円**(学校等以外は500万円)まで贈与税が非課税となる制度です。

ポイント

1

受贈者(お孫さま等)1人あたり**1,500万円**(学校等以外は500万円)までの教育資金の一括贈与が非課税。

ポイント

2

平成31年3月末までの贈与が対象(期間限定)。

ポイント

3

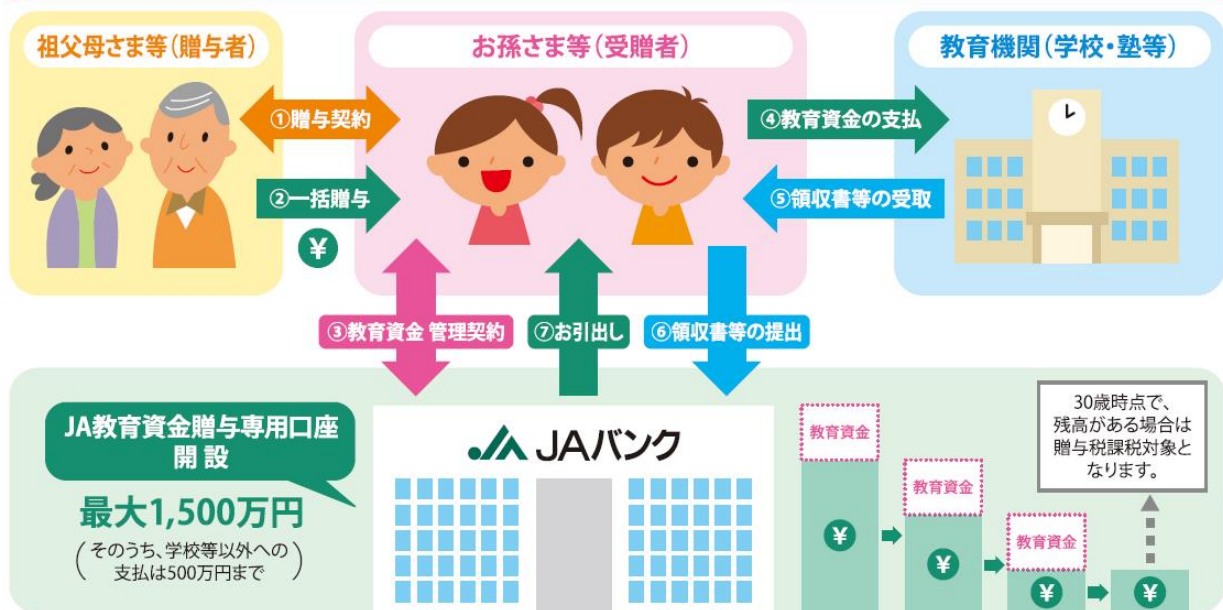
受贈者(お孫さま等)が**30歳**になるまで(誕生日の前日)の教育資金が非課税の対象。

ポイント

4

払出しの際は、**教育資金に充てたことが分かる領収書等**の提出が必要。

イメージ図



※上記の図は、お客さまが教育資金を支払われた後に領収書等を窓口にご提出のうえ、ご資金を口座から引き出す方法のイメージ図です。

JAまごころ貯金

商品概要

ご利用いただける方	祖父母さま等直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま
対象貯金	普通貯金
お預入期間	平成25年9月2日から平成31年3月29日まで
口座開設方法	本店窓口でお申込みいただけます。
お預入方法	口座開設店の窓口で随時お預入れいただけます。
お預入金額	1円以上1,500万円以下(1円単位)
払戻方法	口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ※教育資金利用のための払戻しであることを証明する領収書等を窓口にご提出していただきます。
本口座の解約について	下記のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます。 (通常の貯金口座として引続きご利用になることはできません。)
手数料	無料

- ① 貯金者(お孫さま等)が30歳になられた場合
残額(非課税抛出額-教育資金支払額)については、貯金者(お孫さま等)が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税の課税対象となります。
- ② 貯金者(お孫さま等)が亡くなられた場合
- ③ 残高が0円となり、貯金者(お孫さま等)と当JAで契約終了の合意があった場合

● 本店営業店 (0565) 31-9873
● 高橋支店 (0565) 80-2303
● 上拳母支店 (0565) 32-1158
● 根川支店 (0565) 31-8200
● 逢妻支店 (0565) 32-0032
● 梅坪支店 (0565) 32-2417
● 御立支店 (0565) 80-0374
● 土橋支店 (0565) 27-1648

● 豊南支店 (0565) 27-3345
● 上郷支店 (0565) 21-1311
● すえの支店 (0565) 28-7000
● 和会支店 (0565) 21-0014
● 畝部支店 (0565) 21-0012
● 高岡支店 (0565) 52-3011
● 竹支店 (0565) 52-3018
● 吉中支店 (0565) 52-3402

● 花園支店 (0565) 52-3027
● 駒場支店 (0565) 57-2058
● 堤下支店 (0565) 52-3019
● 町支店 (0565) 52-3026
● 大林支店 (0565) 29-0621
● 中田支店 (0565) 57-2007
● 猿投支店 (0565) 45-0181
● 保見支店 (0565) 48-8111

● 中金支店 (0565) 41-2007
● 八草支店 (0565) 48-8245
● 加納支店 (0565) 45-4584
● 松平支店 (0565) 58-0002
● 三好支店 (0561) 32-2124
● 三好南支店 (0561) 32-1633
● 三好北支店 (0561) 36-1020
● 三好西支店 (0561) 34-1591

● 藤岡支店 (0565) 76-2111
● 西中山支店 (0565) 76-2809
● 小原支店 (0565) 65-2009
● 上仁木支店 (0565) 65-3004
● 足助支店 (0565) 62-1611
● 旭支店 (0565) 68-2311
● 稲武支店 (0565) 82-2521
● 下山支店 (0565) 90-2006